平成２２年（フ）第１６４号
長崎県佐世保市瀬戸越３丁目11番３―405号
債務者　尾崎　京子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
長崎県佐世保市日野町846番地16
債務者　愼改真須美
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
長崎県佐世保市田の浦町106番地171
債務者　藤山　卓一
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１８１号
長崎県東彼杵郡川棚町下組郷365番地１、旧住所長崎県東彼杵郡川棚町百津郷169番地39
債務者　松鳥　則子（旧姓津上）
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
熊本県水俣市月浦247番地105
債務者　西坂久美子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第６９号
熊本県水俣市月浦247番地105
債務者　西坂　洋平
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１７号
大分県豊後大野市三重町本城1255番地
債務者　中島　博幸
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前10時
大分地方裁判所竹田支部

平成２２年（フ）第１８号
大分県豊後大野市三重町本城1255番地
債務者　中島　万壽
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前10時
大分地方裁判所竹田支部

平成２２年（フ）第１９号
大分県豊後大野市大野町田代1153番地
債務者　岩本　龍男
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前10時
大分地方裁判所竹田支部

平成２２年（フ）第１８４号
静岡県袋井市豊沢1950番地の18　ヴェルチュ金山305号室
債務者　原　　妙子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３６７号
静岡県浜松市中区元浜町218番地　ＴＢクレール102、前住所静岡県浜松市西区馬郡町4173番地の２
債務者　大野　拓夫
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１８４号
長崎県佐世保市潮見町１番30―311号、旧住所長崎県佐世保市皆瀬町270番地11　ピノハイツ皆瀬202
債務者　吉牟田康裕
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第８３号
沖縄県中頭郡読谷村字大湾408番地２
債務者　渡久地隆吉
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第８４号
沖縄県中頭郡読谷村字大湾408番地２
債務者　渡久地通子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第２６６号
静岡県富士市比奈115番地の１、前住所静岡県富士市中野84番地の１
債務者　池田千代倫
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前９時50分
静岡地方裁判所富士支部